

令和 7 年度第 1 回

春 日 井 市 都 市 計 画 審 議 会

と き 令和 7 年 10 月 31 日 (金曜日)

午前 10 時から

ところ 市役所第 3 委員会室 (南館 4 階)

目 次

第1号議案

尾張都市計画生産緑地地区の変更について ··· 付議 1-1

報告事項

春日井市都市計画マスターplanの成果指標の進捗について ··· 報告 2-1

第1号議案

令和7年10月16日付7春都政第1349号

春日井市長付議

尾張都市計画生産緑地地区の変更について

令和7年10月31日提出

春日井市市長 石黒 直樹

7 春都政第1349号

令和7年10月16日

春日井市都市計画審議会 御中

春日井市長 石 黒 直 樹

尾張都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、春日井市都市計画審議会に付議します。

付議事項

春日井市決定「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」

尾張都市計画生産緑地地区の変更（春日井市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 22.7 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を定めているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

変更状況調書 春日井市決定

生産緑地地区の一団数及び面積

	変更前	増減	変更後
一団数	224団地	-5団地	219団地
面 積	約23.6ha (236,237m ²)	-約0.9ha (-9,417m ²)	約22.7ha (226,820m ²)

箇所別調書

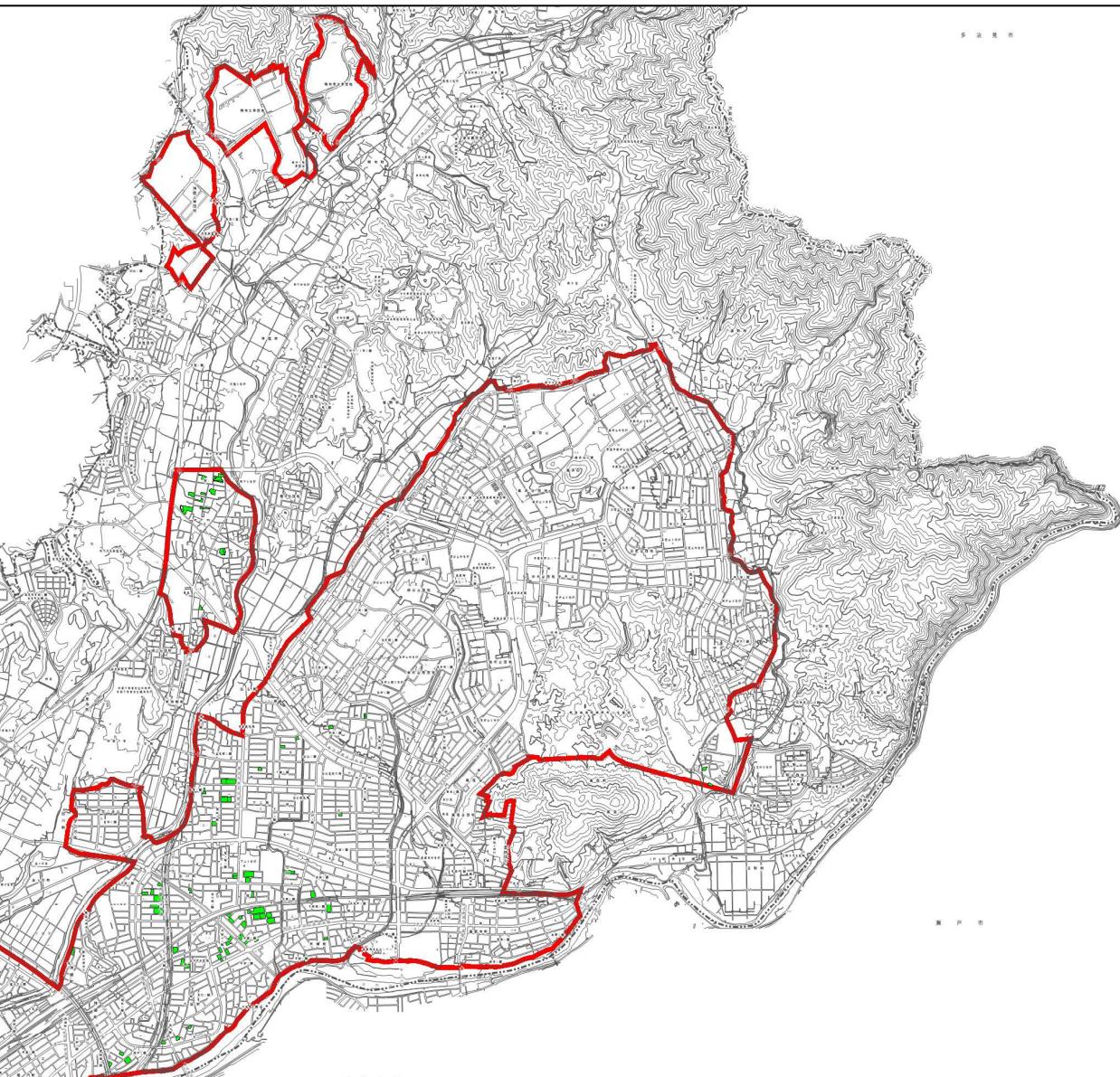
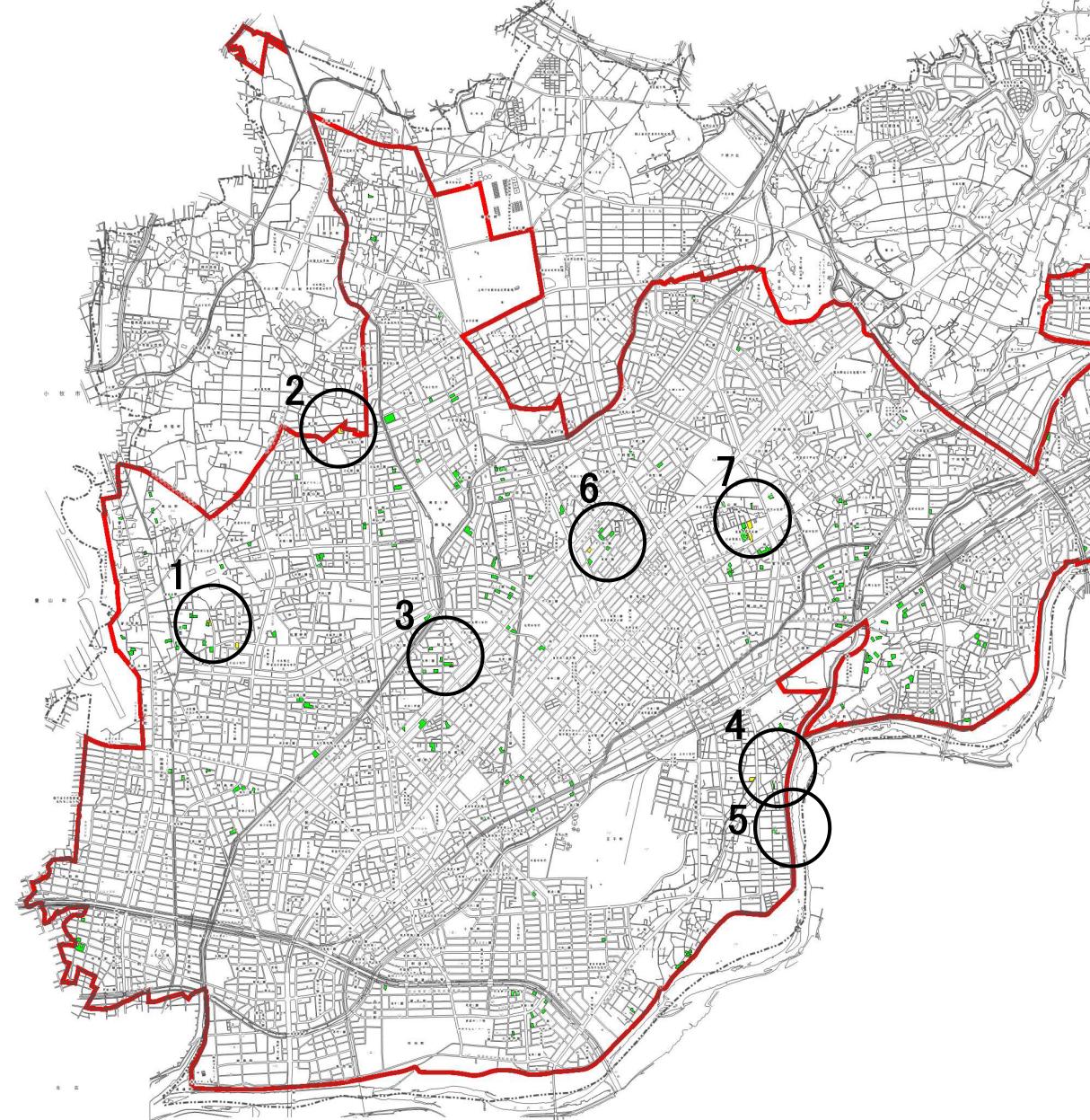
一団番号	増減	変更面積	理由番号	理由
105-21	一部除外	-301 m ²	4-①	指定から30年経過による制限解除
112-3	除外	-549 m ²	4-①	主たる従事者の故障による制限解除
112-10	除外	-1,112 m ²	4-①	指定から30年経過による制限解除
113-1	除外	-1,268 m ²	4-①	主たる従事者の死亡による制限解除
302-11	一部除外	-231 m ²	4-①	指定から30年経過による制限解除
408-3	除外	-773 m ²	4-①	主たる従事者の故障による制限解除
408-8	一部除外	-112 m ²	4-①	指定から30年経過による制限解除
513-23	除外	-720 m ²	4-①	指定から30年経過による制限解除
701-1	一部除外	-4,351 m ²	4-①	指定から30年経過による制限解除
合 計	除外(減)	-9,417 m ²		
	指定(増)	0 m ²		
	合 計	-9,417 m ²		

総 括 図

縮 尺 1 / 50,000

都市計画区域名 尾張都市計画

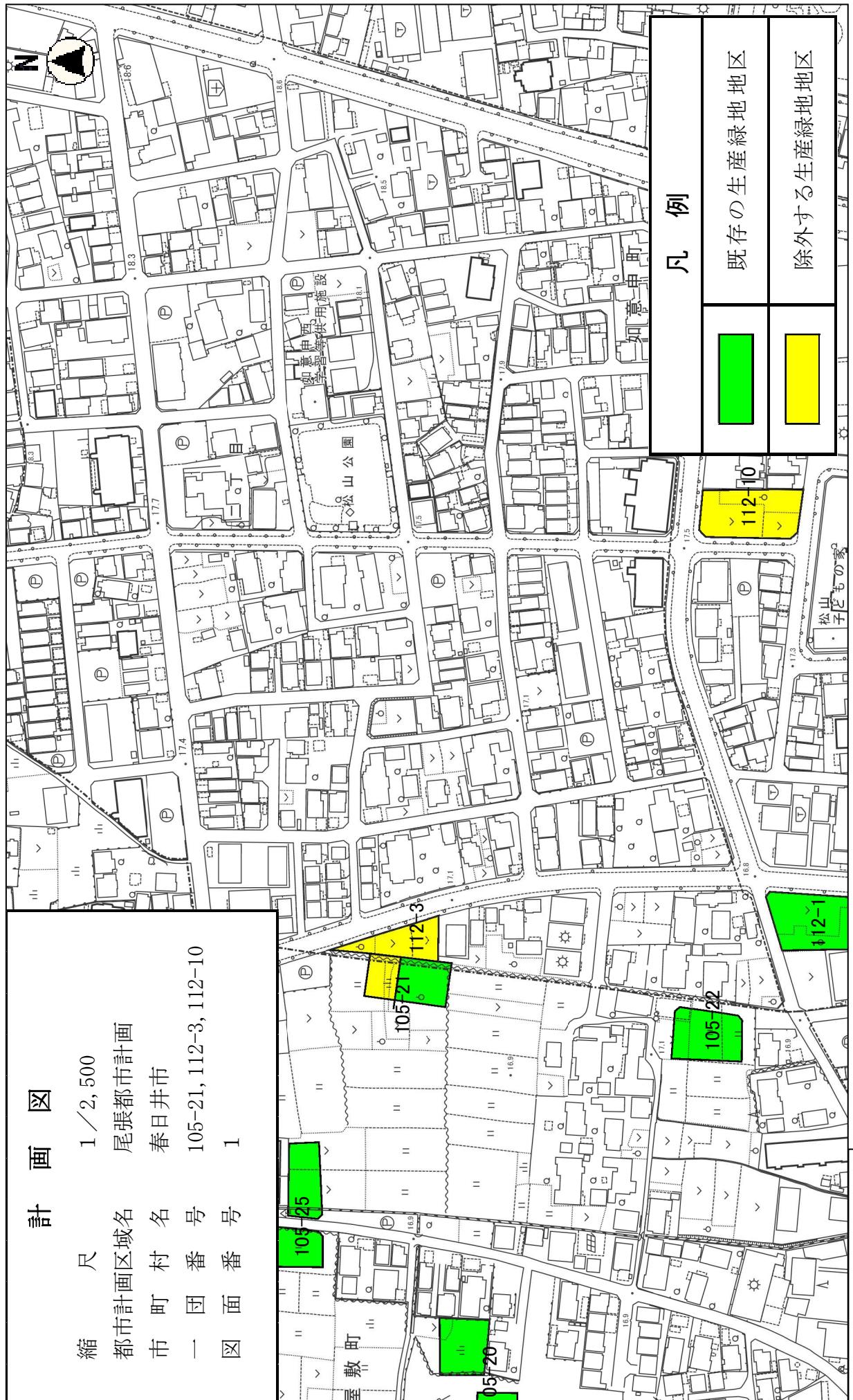
市 町 村 名 春日井市

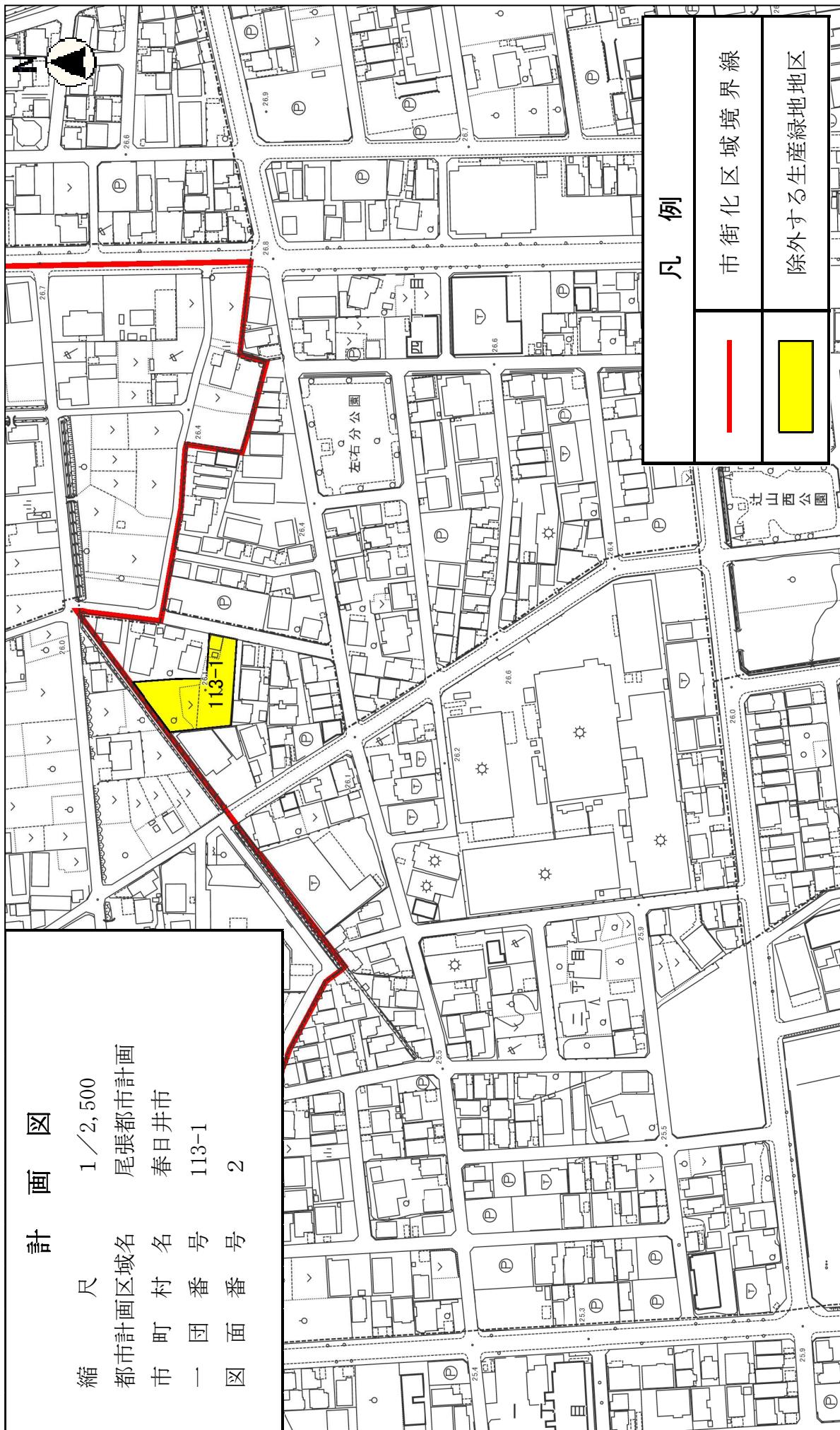


凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

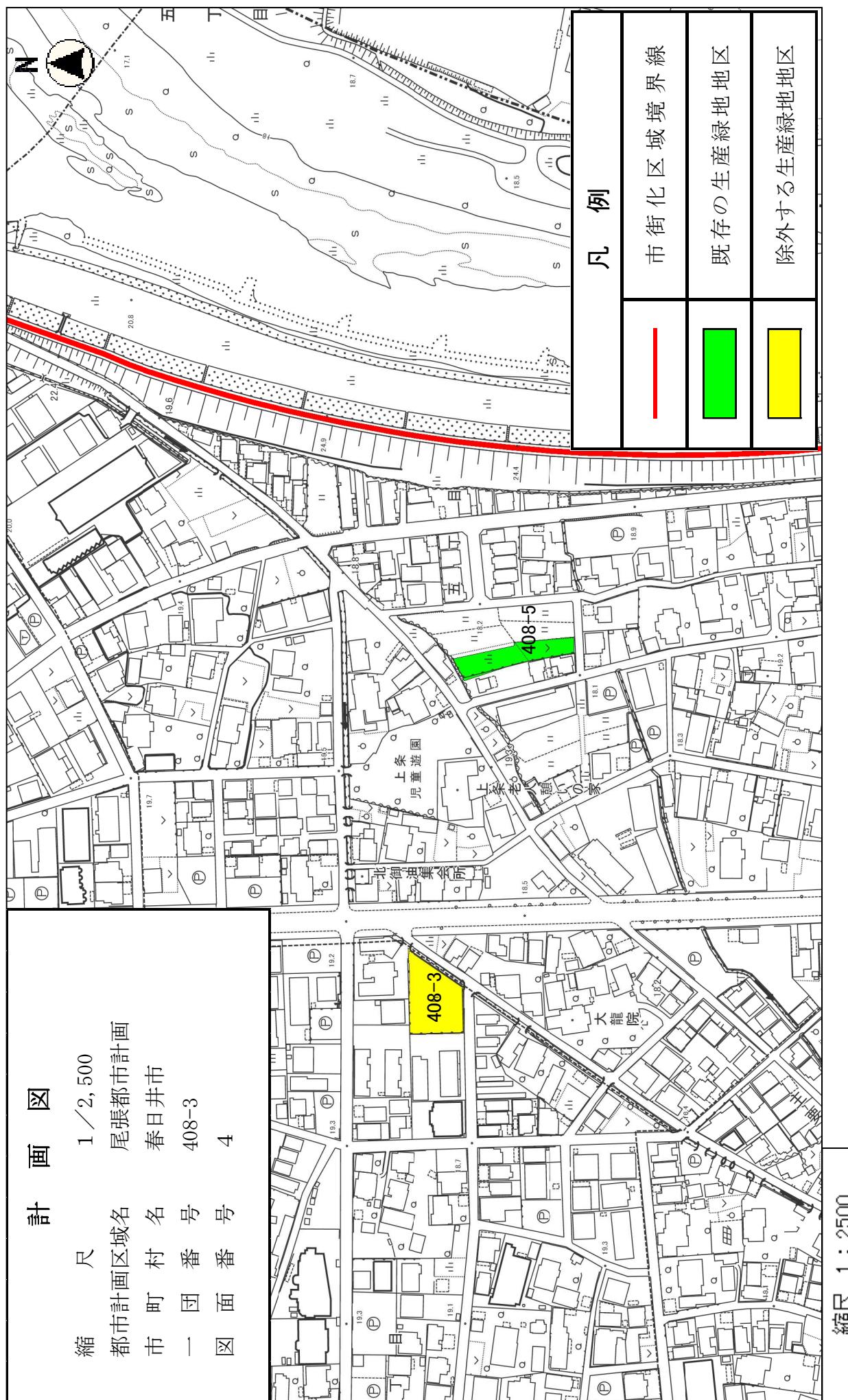
縮尺 1 : 50000

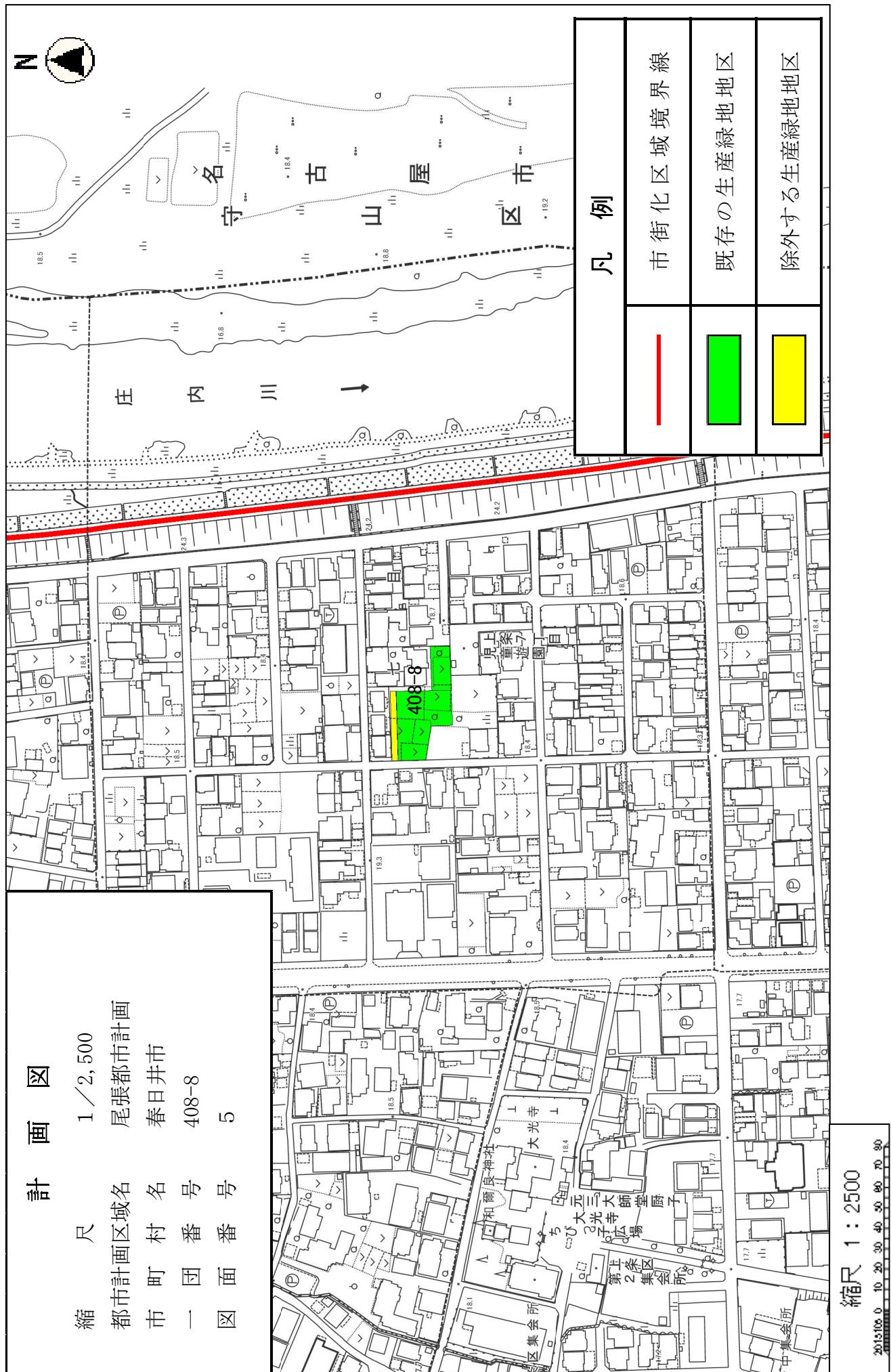
1000 500 0 1000

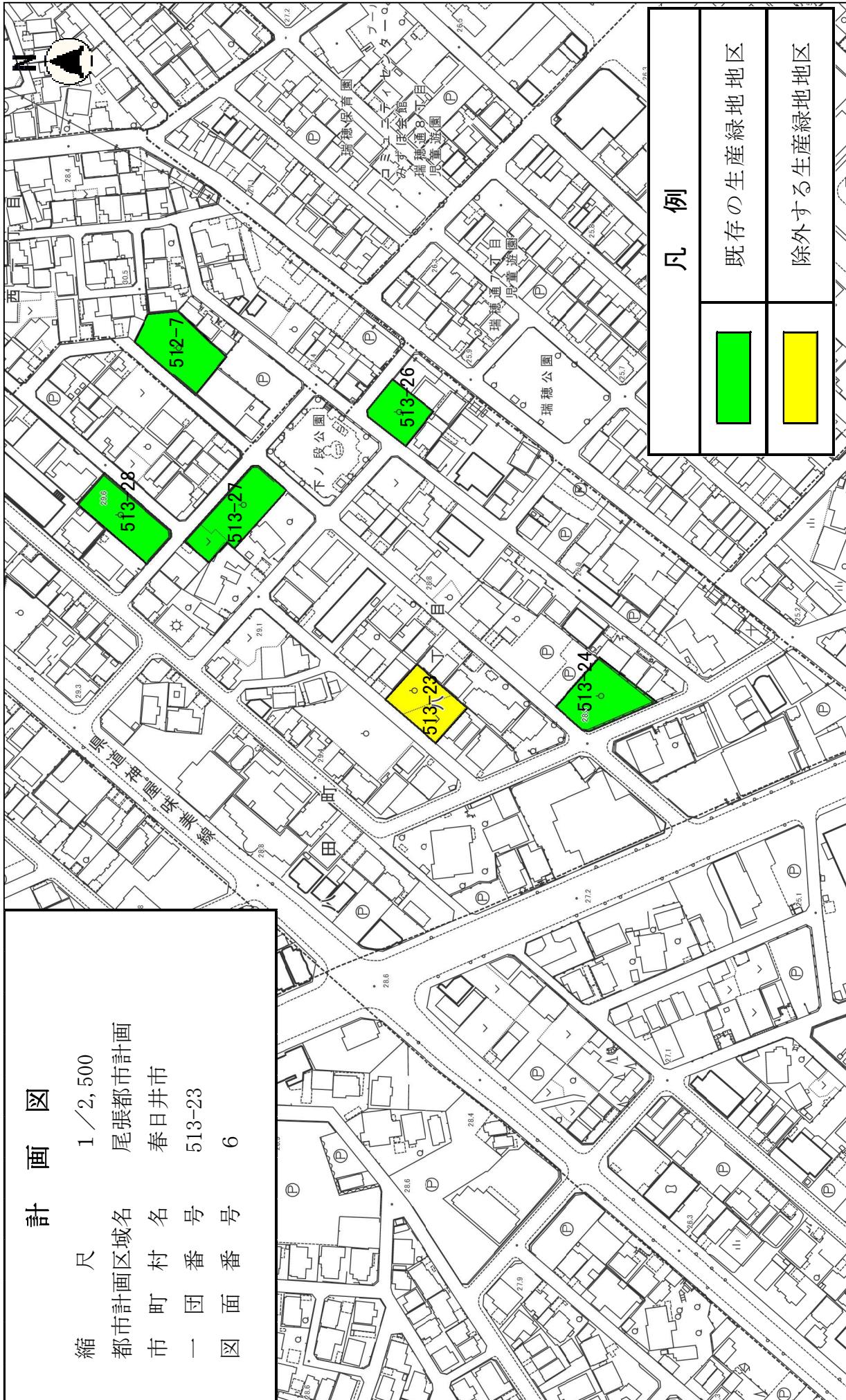












縮尺 1 : 2500
2015.09.0 10 20 30 40 50 60 70 80
mm



縮尺 1 : 2500

2015.08.0 10 20 30 40 50 60 70 80